

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」に対して寄せられたご意見について

平成 30 年 1 月 18 日
厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部

厚生労働省では、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」について、平成 29 年 12 月 12 日から平成 30 年 1 月 10 日までご意見を募集したところ、計 36 通のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、いただいたご意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

ご意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

1. 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

ご意見の内容	ご意見等に対する考え方
(1) 児童発達支援等関係	
機能訓練を行わない時間は機能訓練担当職員を置かないことができることとされているが、特に重症心身障害児の場合は、機能訓練が必要不可欠なものとなっている。この改正後も、機能訓練の時間がしっかり確保できるようにしてほしい。	改正後においても適切に機能訓練が提供されるよう、機能訓練担当職員の配置の在り方等について通知等により示してまいります。
看護師を看護職員とすることとされているが、有資格者が少ないことで事業所内トラブルが発生することがあるため、現行の看護師のままにしてほしい。	今回の改正案は、医療的ケアを行う人材を幅広く確保する観点から、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）とすることとしているものです。
児童発達支援事業者の評価について、おおむね1年に1回以上という表記ではあいまいであり、公表を先延ばしにする可能性があるため、1年以内とはっきり明記すべきである。	今回の改正案は、放課後等デイサービスの規定に準じたものですが、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
事業所評価・保護者評価について、児童の評価についても保護者と一緒に行う等の形でできるように検討してほしい。	
子どもの保育であるには変わりがないが、なぜ保育士等資格者の配置の割合はこんなに低いのか。今回の改正では悪質、低質な事業所の特定にはなるもの子どもへの関わりなど質の向上を求める場合には足りないのではないか。	今回の児童発達支援の基準に係る改正は、療育の質の確保をするために最低限守るべき人員配置基準の見直しを行うものです。ご意見も踏まえ、引き続き、支援の質の向上に努めてまいります。
サービスの評価についてはより第三者的な立場にいる組織、例えば児童発達支援センターなどが介入したほうが良いのではないか。知識や技術を事業者同士で共有することで地域全体の質の向上に繋がられるのではないか。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
児童指導員等の配置基準の算定方法について、全体の指導員数から有資格者の割合を決めるのではなく、児童の人数に対して有資格者の人数を定める方法にしてほしい。	

(2) 居宅訪問型児童発達支援関係	
居宅訪問型児童発達支援の事業に従事する児童発達支援管理責任者は、当該事業の専従でなければならないのか。他の事業との兼務はできないのか。	居宅訪問型児童発達支援については、原則として児童発達支援管理責任者は専従となりますが、多機能型事業所として運営することが可能であり、この場合には、児童発達支援管理責任者の兼務は可能となります。
居宅訪問型児童発達支援は、医師の指示等は必要なく、障害児通所支援の受給者証が発行されれば支援を開始することができるのか。	居宅訪問型児童発達支援については、支給決定されれば（受給者証が発行されれば）、その支援の提供を受けることができますが、支給決定の際には医師の診断書等を確認することとなります。
医療的ケアが必要な障害児等に必要な支援ができるよう、「訪問支援員」とは別に「看護職員」配置を必須と定めるなどしてほしい。	全ての居宅訪問型児童発達支援の利用者が、医療的ケアを必要としているわけではないため、看護職員の配置を必須とすることは考えておりません。なお、訪問支援員の資格要件には、看護職員も含まれております。

2. 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準関係

ご意見の内容	ご意見等に対する考え方
相談支援専門員の標準利用者数を35人と設定するのであれば人員不足が発生する可能性があるため、当面の間、児童発達支援センターの職員と相談支援の事業の職員が兼務可能であることを示してほしい。	相談支援専門員は原則常勤専従としていますが、現行においても、業務に支障がない場合は兼務を認めています。

※その他の省令については、特段ご意見がございませんでした。